

随意契約（相手方指定）調書

| | | |
|-------|--------------------|-------------|
| 件名 | 消耗品購入契約（一般功労者用記念品） | No. 5200445 |
| 工（納）期 | 平成24年10月26日 | |
| 契約締結日 | 平成24年 9月24日 | |
| 契約金額 | 1,877,337円（消費税込み） | |

| | | |
|---------|------------|--|
| 契約相手方 | 畠山七宝製作所 | |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 | |
| 備考 | | |

業者選定理由書

| | |
|----------------|---|
| 件名 | 消耗品購入契約（一般功労者用記念品） |
| 指名業者(案) | 商号又は名称：畠山七宝制作所 所在地：荒川区南千住5-43-4 代表者：畠山 弘 |
| 特命理由 | <p>本件は、荒川区功労者表彰式で区功労者へ贈呈する記念品の購入契約である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、物品及び契約相手方を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、</p> <p>① 物品指定については、主管課において選定要件を設け、荒川区の功労者への記念品として適したものを選定しており、指定は妥当と判断できる。</p> <p>② 上記相手方は、指定物品の製造元であり、伝統工芸品であるため価格競争になじまず、製造元と直接契約する方が有利な価格で契約締結できると考えられる。</p> <p>以上のことから、物品及び契約相手方を指定した随意契約を締結する。</p> |
| その他特記事項 | 随意契約根拠：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) |